## 富山県情報公開審査会答申概要(答申第40号)

〇 件 名 捜査指揮簿等に係る部分開示決定処分等に対する審査請求の件(その 2事案)

- ※ 実施機関が平成22年7月15日付けで行った本部長指揮事件指揮簿 等の部分開示決定処分に対する審査請求(その1事案として整理)に ついては、平成24年8月31日付け答申第39号により答申済み。
- ※ 本件は、平成23年4月14日付けの第1次答申を受けて、実施機関が捜査指揮簿等を改めて対象公文書として特定し、平成23年11月22日付けで行った部分開示決定処分等に対する審査請求(その2事案として整理)について答申を行うもの。
- 〇 開示請求年月日 平成22年6月2日
- 〇 実施機関の決定日 平成23年11月22日
- 〇 実施機関(担当課) 警察本部長(刑事企画課)
- 〇 決 定 内 容 全部非開示決定及び部分開示決定
- 〇 非 開 示 理 由 富山県情報公開条例(以下「条例」という。)第7条第2号(個人情報) 及び第4号(公共の安全等情報)並びに第39条(適用除外)
- 〇 審 査 請 求 年 月 日 平成 24 年 1 月 22 日
- 審 査 請 求 の 内 容 本件処分を取り消し、全面的な開示を求める。
- 〇諮問年月日 平成24年2月24日
- 〇 答 申 年 月 日 平成25年5月24日
- 〇 争 点 実施機関が、条例第7条第2号(個人情報)及び第4号(公共の安全 等情報)を理由に非開示とした決定の妥当性について

## 〇審査会の判断

# <結論>

警察本部長(以下「実施機関」という。)は、別記に掲げる「文書件名」の「実施機関が非開示とした部分」のうち、「審査会が開示すべきと判断した部分」を開示すべきである。

# <理 由>

#### 1 審査請求及び審査の範囲

審査会は、実施機関が全部非開示決定した「証拠物件保存簿」並びに部分開示決定した「犯罪事件

処理簿」(3枚)及び「捜査指揮簿」(270 枚)に係る非開示情報該当性等について調査審議を行い、 審査請求において処分取消しの対象外とされた公文書は調査審議の対象外とした。

なお、調査審議に当たっては、条例の各条項の該当性のほか、原処分(その1事案に係る処分)に おける実施機関による開示状況や、原処分に関する答申第39号における審査会の判断も考慮した。

#### 2 非開示情報該当性等

## (1) 証拠物件保存簿

# ○調査審議の対象外と判断したもの

実施機関は、当該文書を公にすると犯罪捜査や公訴の維持に支障を及ぼすおそれ等があり、 また、記載されている情報が一連一体のものであるとの理由から全部を非開示としている。

非開示情報該当性の審査に先立ち当該文書を見分したところ、本件開示請求があった事件に関する情報が記載された部分は条例施行日 (H14.4.1) 前の記載と認められ、その余の部分には施行日以降の記載も認められるが、当該事件に関する情報の記載がない。よって、本件開示請求の対象である当該文書は、条例の適用を受ける公文書としては存在せず、条例附則第2項の規定により、調査審議の対象外であると判断した。

なお、条例の規定が適用されない公文書について開示請求があったときは、開示請求に係る 公文書を保有していない場合に準じて非開示決定として取り扱うのが相当である。

#### (2) 犯罪事件処理簿

## ① 条例第7条第2号(個人情報)該当性について

条例第7条第2号では、「個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」は、例外的に非開示とすると規定している。

## 〇非開示が妥当と判断した部分

実施機関が、「被疑者」の住所・氏名等個人に関する情報について、特定の個人が識別できるなど条例第7条第2号に該当し、また、警部補同相当職以下の警察官の印影や「担当者」等の氏名を規則職員(注)のものに該当するとして、非開示とした判断は妥当である。

# (注) 規則職員

当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名は非開示情報としないと規定している。しかしながら、当該公務員等が規則で定める職にある職員である場合その他公にすることにより当該公務員等の権利利益を不当に害するおそれがある場合は、例外として氏名を非開示情報とするとしている(条例第7条第2号ただし書きウ)。

#### ○非開示部分の全部又は一部について開示すべきと判断した部分

実施機関が、「番号」や「事件名」等を、個人識別性があるなど条例第7条第2号に該 当すると判断した部分については、その全部又は一部について非開示情報該当性が認められないことから、非開示部分の全部又は個人が識別できる可能性があると認められる部分 を除き、開示すべきである。

#### ② 条例第7条第4号(公共の安全等情報)該当性について

条例第7条第4号では、「公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、 刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認め ることにつき相当の理由がある情報」は非開示とすると規定しているが、当該規定に該当す るかどうかについての実施機関の第一次的な判断を尊重し、その判断が合理性を持つ判断と して許容される限度内のものであるか否かについて審理・判断するのが適当とされている。

#### ○非開示部分の全部について開示すべきと判断した部分

実施機関が、「捜査主任官」の氏名を、当該職員の権利利益が不当に侵害され所属部署の業務に支障が生じるおそれがあるとして、条例第7条第4号に該当し非開示とした判断には、相当の理由があるとは認められないことから、開示すべきである。

#### ③ 条例第39条(適用除外)該当性について

## 〇非開示が妥当と判断した部分

実施機関が、「犯罪事実及び犯罪の情状等に関する意見」欄の「別紙」及び「送致書」 については、刑事訴訟法第53条の2に規定する「訴訟に関する書類」に該当するため、 条例第39条の規定により、本条例の規定が適用されないとして、非開示とした判断は妥 当である。

## (3) 捜査指揮簿

#### ① 条例第7条第2号(個人情報)該当性について

#### 〇非開示が妥当と判断した部分

実施機関が、警部補同相当職以下の警察官の印影を、規則職員のものに該当するとして、 非開示とした判断は、前記(2)①と同様妥当である。

## ② 条例第7条第2号(個人情報)及び第4号該当性(公共の安全等情報)について

## 〇非開示が妥当と判断した部分

実施機関が、「取調状況」のうち被疑者・参考人の氏名を個人識別性があるなど条例第7条第2号に該当し、また、「本部長指揮事件処理状況」や「(捜査) 結果」を犯罪企図者に対して有意な情報を与え犯罪捜査等に支障を及ぼすおそれがあるなど同条第4号に該当するとして、非開示とした判断は妥当である。

また、実施機関が、「取締官」や「捜査員」の名字・職名を、規則職員のものに該当するとして、非開示とした判断は、前記(2)①と同様妥当である。

#### ○非開示部分の全部又は一部について開示すべきと判断した部分

実施機関が、月日・曜日や「取調状況」の事件名、「指揮事項又は捜査事項」を、上記と同様、条例第7条第4号に該当すると判断した部分については、その全部又は一部について非開示情報該当性が認められないことから、非開示部分の全部又は個人情報(同条第2号)や法人等情報(同条第3号)などの非開示情報と認められる部分を除き、開示すべきである。

# 別記

文書件名	実施機関が非開示とした部分		審査会が開示すべきと
	項目	細項目	判断 した部分 (「-」は非開示の判断を妥当とした部分)
証拠物件保存簿	全部		(調査審議の対象外)
Ve III de la Le aii les	VILIN I HH	Cold (#b.bol Art Love by the state of the st	
犯罪事件処理簿	決裁欄	印影(警部補同相当職以 下の警察官のもの)	_
(処理簿1~3共通)	番号	「砂膏祭目のもの」	すべて
	受理番号		すべて
	捜査主任官		すべて
	担当者		_
	事件名		地名及び被害対象を除いた部分
	罪名、罰条		すべて
	送致(付)	十枚 ( <b>国</b> 枚) - 4 日 - 11	すべて
	被疑者	本籍(国籍)、住居、出   生地、職業、前科、氏名   (通称)、生年月日	_
		作成・照会	すべて
	発覚の端緒		すべて
	検挙の端緒		すべて
	逮捕	種別・年月日	すべて
		場所	すべて
	<b>秋</b> 放	逮捕者	すべて
	送致(付)別		すべて
	勾留・釈放(当該部分に		7
	続く被疑者・被告人の処 遇に関する情報を含む)		すべて
	処分		すべて
	裁判結果		すべて
	証拠書類	Diversion with the state	すべて
	犯罪事実及び犯罪の情 状等に関する意見	別紙及び送致書に該当する書類	_
捜査指揮簿	決裁欄	印影(警部補同相当職以 下の警察官のもの)	_
	決裁欄に続く月日と曜 日		すべて
	本部長指揮事件処理状況		_
	取調状況	事件名	市町村名(特定の事件に係るもの を除く。)、地名、法人等名及び 加害者・被害者に関する情報を除 いた部分
		被疑者氏名	_
		参考人氏名	_
		取締官	_
		備考(無記載の行)	すべて
	捜査員の氏名、捜査員毎	(無記載の行) 捜査員	
	の指揮事項及び捜査結果	指揮事項又は捜査事項	個人名その他条例第7条第2号に 該当する情報並びに法人等名その 他同条第3号に該当する情報を除
		結果	いた部分

#### (参 考)

#### 〇富山県情報公開条例 (抜粋)

(公文書の開示義務)

- 第7条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報(以下「非開示情報」という。)のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。
  - (1) (略)
  - (2) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア、イ(略)

- ウ 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第2項に規定する特定独立行政法人の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。)の役員及び職員並びに地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名(当該公務員等が規則で定める職にある職員である場合その他公にすることにより当該公務員等の権利利益を不当に害するおそれがある場合にあっては、氏名を除く。)並びに当該職務遂行の内容に係る部分
- (3) 法人その他の団体(国、独立行政法人等及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。) に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。(略)
- (4) 公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報
- (5)~(6) (略)

(適用除外)

第39条 法律の規定により、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成11年法律第42号)の規定を適用しないこととされている書類等については、この条例の規定は、適用しない。

附則

- 2 次に掲げる公文書については、この条例による改正後の富山県情報公開条例第2章及び第3章 の規定は、適用しない。
  - (1) (略)
  - (2) 施行日前に実施機関(議会、公安委員会及び警察本部長に限る。)の職員が作成し、又は取得した公文書